

第 25 回  
福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会  
総 会 資 料

1、議 事

議案第 1 号 令和元年度事業報告について

議案第 2 号 令和 2 年度事業計画（案）について

2、そ の 他

令和 2 年度役員体制

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会規約

議案第1号

令和元年度 事業報告

日 時	内 容	
令和元年5月17日(金) 午後2時00分～	令和元年度第1回幹事会 喜多方合同庁舎 3階大会議室 出席者 5名	①第24回安全推進協議会総会次第(案)について ②平成30年度事業報告について ③令和元年度事業計画(案)について ④その他
令和元年6月20日(木) 午後1時30分～	第24回 安全推進協議会総会及び講演会 熱塩加納総合支所 3階大ホール 出席人数 46名	①平成30年度事業報告について ②令和元年度事業計画(案)について 講演会「安全講話」 講師:喜多方労働基準監督署 労働基準監督官 様
令和元年7月12日(木) 午前9時～	第1回安全パトロール及び結果報告会 喜多方合同庁舎 3階大会議室 出席人数 34名	①喜多方3箇所、猪苗代2箇所パトロール ②安全パトロール結果報告会及び講評 喜多方労働基準監督署 労働基準監督官 様
令和元年10月4日(金) 午前9時～	第2回安全パトロール及び結果報告会 喜多方合同庁舎 3階大会議室 出席人数 37名	①喜多方3箇所、猪苗代3箇所パトロール ②安全パトロール結果報告会及び講評 喜多方労働基準監督署 労働基準監督官 様
令和元年12月19日(木) 午後1時30分～	建設労働災害防止に関する安全講習会 熱塩加納総合支所 3階大ホール 出席人数 53名	講師:喜多方労働基準監督署長 様 講師:労働安全コンサルタント 湯田 亨 様

議案第2号

令和2年度事業計画(案)

【事業計画】

1 事故防止に関する指導及び助言(安全パトロール)

- (1) 発注者及び受注者合同の安全パトロール(年1回)
- (2) 発注者単独、または請負者単独で実施(随時)
- (3) 必要に応じ臨時の安全パトロール

例年は年2回ですが、今年度は新型コロナウイルスの感染防止を図るため、上半期(7月)の安全パトは中止としますので、年1回に変更となります。

2 事故防止対策に関する啓蒙活動

- (1) 安全対策に関する講習会
- (2) 安全に関する現場条件等を特記仕様書に記載
- (3) 施工計画書の拡充(現場条件を反映)
- (4) 協議会ホームページの拡充
- (5) 労働災害防止に係る標語募集
- (6) 安全協議会ニューズレターの発行

昨年の労働災害増加を踏まえ、更なる安全意識の向上を図るべく、会員(現場作業員も含め)に対し幅広く安全標語の募集を行い、優秀作品は12月の安全講習会で表彰します。

労働災害防止に係るニューズレターを発行し、情報強化を図ります。

3 事故防止対策の実施状況等の進行管理

【実施予定時期】

- 10月上旬 第1回安全パトロール(全国労働衛生週間)
- 10月中旬 労働災害防止に係る標語募集
- 12月中旬 安全対策に関する講習会及び標語優秀作品の表彰

例年、上半期に予定していた総会(6月)及び安全パト(7月)は、新型コロナウイルスの感染防止を図るため中止としました。

## 令和2年度 福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会役員体制

役 職 名	所 属	備 考
会 長	福島県喜多方建設事務所長 鍋野 浩和	
副 会 長	福島県建設業協会 喜多方支部長 樫内 秀司	樫内建設工業(株)
副 会 長	福島県建設業協会 猪苗代支部長 渡部 寛規	渡部産業(株)
幹 事 長	福島県建設業協会 喜多方支部副支部長 佐藤 正道	(株)丸正
副 幹 事 長	福島県建設業協会 猪苗代支部副支部長 東條 泰治	東信建設工業(株)
幹 事	喜多方建設事務所 次長兼総務部長 長谷部 哲晃	
〃	喜多方建設事務所 事業部長 箱崎 高秀	
〃	猪苗代土木事務所長 高橋 正和	
〃	福島県建設業協会喜多方支部理事兼技術委員 茅原文和	(株)相模
〃	福島県建設業協会猪苗代支部副支部長兼技術委員 東條 泰治	副幹事長を兼務
事 務 局	喜多方建設事務所 河川砂防課長 加藤 淳	
〃	福島県建設業協会 喜多方支部 福島 久美子	
〃	福島県建設業協会 猪苗代支部 笠原 かよ子	

# 安 全 宣 言

建設工事における安全管理の重要性については、従来より広く認識されているところですが、建設労働災害が依然として高止まりしている背景から、これまで以上に、発注者、受注者が連携して、一層の安全対策を図り、工事を無事故で完了させることが求められております。

そのために、私達、会員一同は、もう一度、基本に立ち返ったうえで、労働災害防止のため、下記の5項目を実施します。

## 【会員全員で唱和】

- 一、私達は、整理・整頓・清掃を実行し、正確な手順で安全確保に努めます。
- 一、私達は、リスクアセスメントを実行し、危険ゼロの職場環境を目指します。
- 一、私達は、健康管理に注意し、日々の業務に従事します。
- 一、私達は、交通規則を守り、安全運転を心掛け、マナーアップに努めます。
- 一、私達は、笑顔を絶やさず、明るく元気な挨拶をし、常に、建設工事のイメージアップに努めます。

私達は、労働災害防止対策を全力で取り組み、公共工事の労働災害及び公衆災害を撲滅することを、ここに宣言いたします。

令和2年6月吉日

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会

## 令和元・2年度会員名簿

No.	会 社 名	No.	会 社 名
1	(株)会津電気工事	36	東日本コンクリート(株)福島営業所
2	会津法面(株)	37	福島ライン(有)
3	穴澤建設(株)	38	(株)丸正
4	安部建設(株)	39	美里建設工業(株)
5	荒井建設(株)	40	明誠建設(株)会津支店
6	(株)飯豊建設	41	(株)メック東日本
7	(有)江川建設重機	42	(株)森口電気商会
8	エスアイ(株)	43	矢田工業(株)
9	(株)海老名建設	44	ハッ橋設備(株)
10	(株)大塚工業	45	(株)義建工業
11	(株)オクガワ	46	渡部産業(株)
12	(株)オグラ総建	47	
13	奥山ボーリング(株)福島支店	48	
14	檜内建設工業(株)	49	
15	金子工業(株)	50	
16	(株)唐橋	51	
17	(株)環境建設	52	
18	協三工業(株)	53	
19	(有)ケーユー産業	54	
20	国土防災技術(株)	55	
21	(株)小滝建設	56	
22	(株)相模	57	
23	(株)佐藤電設	58	
24	鈴木建設(株)	59	
25	第一緑化工業(株)	60	
26	(有)耐伸建設	61	
27	大鳳建設(株)	62	
28	(株)高橋建設	63	
29	東栄建設(株)	64	
30	東開工業(株)	65	
31	東信建設工業(株)	66	
32	(有)西会津道路	67	
33	日本地下水開発(株)福島営業所	68	
34	(有)野邊工務所	69	
35	(株)長谷川建材	70	

## 福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会(以下「本会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 本会は、福島県喜多方建設事務所(以下「県」という。)が発注する建設工事及び工事監理を行う受託工事に伴う事故の発生を未然に防止し、かつ就労者の安全、衛生及び作業環境の向上を図るための自主的活動を促進し、もって建設工事の円滑なる進捗に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に定める「福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会 公共工事安全推進計画」に基づき事業を行う。

### (構成)

第4条 本会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 福島県建設業協会喜多方支部及び猪苗代支部の会員にある者
  - (2) 県が発注する建設工事を受注した請負業者(前号の者を除く)
  - (3) 別表第1に掲げる職にある者
- 2 前項第2号の者の会員たる資格を有する期間は、県と工事請負契約を締結した時から当該工事完了後初めて開催される年度始めの総会までとする。

### (役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 別表第2に掲げる職にある者

### (役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、本会の事業に関する企画及び立案並びに記録を行う。

### (役員選任)

第7条 会長は、福島県喜多方建設事務所長をもって充てる。

- 2 副会長は、福島県建設業協会喜多方支部長及び猪苗代支部長をもって充てる。
- 3 幹事は、会員のうちから会長が指名する。

### (役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期とする。

### (顧問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、別表第3に掲げる職にある者を、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請により、会議に出席し意見を述べることができる。

( 総 会 )

- 第 10 条 総会は、毎年度始めに会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を召集する。
- 2 総会は、次の事項を議決する。
    - (1) 規約の制定又は改正
    - (2) 事業計画の承認
    - (3) 事業計画および報告
    - (4) その他本会に関する重要な事項
  - 3 総会の議長は、会長がその任にあたる。
  - 4 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立する。
  - 5 総会の議事は、出席した会員の半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 幹 事 会 )

- 第 11 条 幹事会は、幹事で構成する。
- 2 幹事会には、幹事長及び副幹事長を置き、会長がこれを、指名する。
  - 3 幹事会は、次の事項を処理する。
    - (1) 総会に提出する議案の予備審議
    - (2) 第3条に掲げる事業の実施に関する事項
    - (3) その他必要と認めた事項
  - 4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
  - 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 事業年度 )

- 第 12 条 本会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

( 事 務 局 )

- 第 13 条 本会の事務局は、福島県喜多方建設事務所、福島県建設業協会喜多方支部に置く。

( その他 )

- 第 14 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この規約は、平成7年12月20日から施行する。  
この規約は、平成11年6月18日から施行する。  
この規約は、平成17年7月8日から施行する。  
この規約は、平成19年10月25日から施行する。  
この規約は、平成20年10月28日から施行する。(第15条の第1項)  
この規約は、平成21年5月28日から施行する。  
この規約は、平成22年5月25日から施行する。(第4条第1項(3))  
この規約は、平成27年6月12日から施行する。(第3条)  
この規約は、平成28年6月10日から施行する。(第5条第1項(3))



別表第1 第4条第1の(1)、(2)以外の会員

役職名	所 属	職 名	備 考
会 員	喜多方建設事務所	所 長	
〃	〃	次 長	
〃	〃	企画管理部長	
〃	〃	事業部長	
〃	〃	建築住宅部長	
〃	〃	企画調査課長	
〃	〃	管理課長	
〃	〃	専門技術管理員	
〃	〃	道路課長	
〃	〃	河川砂防課長	
〃	〃	猪苗代土木事務所長	
〃	〃	猪苗代土木事務所業務課長	
〃	〃	大峠・日中総合管理事務所長	

別表第2 第5条第1項の関係

役職名	所 属	職 名	備 考
幹 事 長	福島県建設業協会 喜多方支部	副支部長	
副幹事長	福島県建設業協会 猪苗代支部	〃	
幹 事	喜多方建設事務所	次 長	
〃	〃	事業部長	
〃	猪苗代土木事務所	所 長	
〃	福島県建設業協会 喜多方支部	理 事	
〃	福島県建設業協会 喜多方支部	技術委員	
〃	福島県建設業協会 猪苗代支部	〃	
事 務 局	喜多方建設事務所	河川砂防課長	
〃	福島県建設業協会	喜多方支部、猪苗代支部	

別表第3 第9条関係

所 属	職 名	備 考
喜多方労働基準監督署	署 長	
会津労働基準監督署	〃	
喜多方警察署	〃	
猪苗代警察署	〃	